

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	健康管理(予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、健康管理(予防接種法)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種関係事務では、事務の一部を外部委託しているため、委託先との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約をすることで万全を期している。

評価実施機関名

鎌ヶ谷市長

公表日

令和6年8月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理(予防接種法)に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づく健康管理に関する事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予防接種の実施 2 接種対象者の把握 3 接種履歴の管理 4 接種履歴の照会 5 予防接種済み証の交付 6 健康被害の救済の給付 <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VSR)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、バックアップシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)、EUCシステム、庁内データ連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番付法」と表記)</p> <p>第9条第1項 別表第一(第10項, 第93の2項)</p> <p>・番付法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条(第1, 2, 3, 4, 5, 6号), 第67条の2</p> <p>・番付法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>・番付法第19条第6号(委託先への提供)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番付法第19条第8号 別表第二(第16の2, 第17, 18, 19の項, 第115の2の項) ・番付法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条(第2, 3号), 第13条(第1, 2号), 第59条の2 <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番付法第19条第8号 別表第二(第16の2の項, 第16の3の項, 第115の2の項) ・番付法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第2号, 第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	鎌ヶ谷市健康福祉部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鎌ヶ谷市総務企画部総務課行政室 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号 047-445-1141
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鎌ヶ谷市健康福祉部健康増進課 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号 047-445-1141

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	所属長名	健康増進課長 菅井 智美	健康増進課長	事後	
令和3年3月3日	事務の名称	予防接種法	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法	事前	
令和3年3月3日	2 特定個人情報ファイル名	1. 住民健診ファイル、2. 宛名情報ファイル	予防接種ファイル	事前	
令和3年3月3日	3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項別表第一 10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条第1項 別表第一(第10項、第93の2項) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条(第1、2、3、4、5、6号)、第67条の2	事前	
令和3年3月3日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(提供の根拠)なし (照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二 17、18、19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第12条の二、第12条の三、第13条、第13条の二	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第16の2の項、第115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第2号、第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二(第16の2、第17、18、19の項、第115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条(第2、3号)、第13条(第1、2号)、第59条の2	事前	
令和3年6月1日	1 特定個人情報を取り扱う 事務 ② 事務の概要		(追記事項) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和3年6月1日	1 特定個人情報を取り扱う 事務 ③ システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、バックアップシステム	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、バックアップシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年6月1日	3 個人番号の利用 法令上の根拠		(追記事項) ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19号第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年6月1日	対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事前	
令和3年6月1日	提出する特定個人情報保護 評価書の種類	1) 基礎項目評価書	2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書	事前	
令和3年11月1日	I-3	番号法第19条第16号	番号表第19条15号	事後	法改正に伴う修正
令和3年11月1日	I-4②	番号法第19条第8号	番号表第19条7号	事後	法改正に伴う修正
令和3年11月1日	II-2、II-3 いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和3年11月1日時点	事後	時点修正
令和4年7月15日	I-1-②		・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症証明書の交付を行う。	事前	
令和4年7月15日	I-3	番号法第19号第5号(委託先への提供)	番号法第19号第6号(委託先への提供)	事後	法改正に伴う修正
令和4年7月15日	I-4		【情報提供の根拠】別表第二(16の3項)	事後	法改正に伴う修正
令和6年9月1日	I-1 システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、バックアップシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、バックアップシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)、EUCシステム、庁内データ連携システム	事前	
令和6年9月1日	II-2、II-3 いつ時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和6年8月29日時点	事後	